

随意契約理由

令和6年(2024年)8月29日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市氏名の振り仮名記載に伴う戸籍情報システム改修業務委託
契約内容	豊中市氏名の振り仮名記載に伴う戸籍情報システム改修業務
契約締結日	令和6年7月1日
及び契約期間	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	4,026,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 豊中市戸籍情報システムは富士ゼロックスシステムサービス株式会社（令和3年4月1日より富士フイルムシステムサービス株式会社に社名変更）が独自に開発を行ったもので、今回行う契約はそのシステムの改修作業にあたる。 そのため、他の事業者では適切かつ確実なシステム変更ができず、既存の戸籍情報システムにおける安定使用および品質の確保に支障をきたす恐れがあるため、随意契約を行うもの。